

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成30年10月19日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成30年10月19日（金）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

高齢者福祉課 伊藤課長、西口主任主事

3 件名

高齢者在宅福祉サービスの利用料の見直しについて（市単独の扶助費等）

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・緊急通報装置サービスの利用者負担額の見直し(案)について、基本的な考え方である1割負担の根拠に基づき設定されているため良いと思うが、現行と比べて3倍の負担額となることから激変緩和措置が必要ではないか。
⇒激変緩和措置として、2年間は「課税世帯は200円、非課税世帯は100円」に修正する。
- ・付議書のスケジュールで2月に議会への報告を行う予定としているが、見直し時期が平成31年4月からとなっている制度もあり、市民への周知期間を十分に確保するため、議会の説明時期を早めた方がいいのではないか。
⇒市民への周知期間を十分に確保するため、平成30年11月15日開催の議員全員協議会にて報告する。
- ・市民への周知はどのようにして行うのか。
⇒広報、HP等で周知を行うほか、利用者へは直接通知し、お知らせする予定である。また、ケアマネジャーを通じてのお知らせについても検討している。

【結論】

- ・緊急通報装置サービスの利用者負担額については、激変緩和措置として2年間は「課税世帯は200円、非課税世帯は100円」とする。
- ・給食サービス、外出支援サービス、訪問理美容サービス、住宅改造費助成、紙おむつ給付の見直しについては案のとおり決定する。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 福祉部 高齢者福祉課

件名	高齢者在宅福祉サービスの利用料の見直し検討について(市単独の扶助費等)																																															
現状・課題	<p>(1) 現在、介護保険制度以外の在宅福祉サービスとして、緊急通報装置の貸与、給食サービス、外出支援サービス、訪問理美容サービス及び高齢者住宅の改造費助成サービスを実施している。また、介護保険制度に基づく任意事業として、紙おむつの給付事業を実施している。これらの制度は、いずれも重度の障害者にも対応となる。</p> <p>(2) 緊急通報装置、給食サービス、外出支援サービス及び訪問理美容サービスについては、制度発足以降見直しがされていないため、適正な負担額を検討する必要がある。</p> <p>(3) 住宅改造費助成については、平成28年度に上限額を30万円から10万円に減額しているが、介護保険制度の上乗せサービスとなっており、制度の廃止を含め検討する必要がある。</p> <p>(4) 紙おむつ給付については、平成28年度に給付枚数を月120枚から90枚に見直し、平成30年度にはシーツの給付を廃止している。また、介護保険制度上の任意事業の見直しにより、紙おむつの給付は任意事業の対象外とされたが、激変緩和措置として一定の要件のもと、第7期介護保険事業計画期間中においては実施可とされたところであり、今後見直しが求められることとなる。</p>																																															
付議事案	目的	介護保険サービス等の負担割合に倣い、受益者負担の適正化を図り、サービス実施の財源を確保する。																																														
	対応方策	<p>○見直し内容及び実施日</p> <p>1 緊急通報装置</p> <table border="1" data-bbox="448 1205 1029 1384"> <tr> <td>1月当たり</td> <td>現行</td> <td>見直し後</td> </tr> <tr> <td>課税世帯</td> <td>100円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>非課税世帯</td> <td>50円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> </table> <p>※実施日 平成31年4月1日から</p> <p>2 給食サービス</p> <table border="1" data-bbox="448 1482 1029 1617"> <tr> <td>1食あたり</td> <td>現行</td> <td>見直し後</td> </tr> <tr> <td>一般世帯</td> <td>350円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>200円</td> <td>300円</td> </tr> </table> <p>※実施日 平成31年4月1日から</p> <p>3 外出支援サービス</p> <table border="1" data-bbox="448 1738 1393 1955"> <tr> <td rowspan="2">片道当たり</td> <td colspan="2">市内</td> <td colspan="2">市外</td> </tr> <tr> <td>現行</td> <td>見直し後</td> <td>現行</td> <td>見直し後</td> </tr> <tr> <td>課税世帯</td> <td>200円</td> <td>300円</td> <td>250円</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>非課税世帯</td> <td>100円</td> <td>150円</td> <td>120円</td> <td>170円</td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> </table> <p>※実施日 平成32年9月1日から</p>			1月当たり	現行	見直し後	課税世帯	100円	300円	非課税世帯	50円	150円	生活保護世帯	無料	無料	1食あたり	現行	見直し後	一般世帯	350円	450円	生活保護世帯	200円	300円	片道当たり	市内		市外		現行	見直し後	現行	見直し後	課税世帯	200円	300円	250円	350円	非課税世帯	100円	150円	120円	170円	生活保護世帯	無料	無料	無料
1月当たり	現行	見直し後																																														
課税世帯	100円	300円																																														
非課税世帯	50円	150円																																														
生活保護世帯	無料	無料																																														
1食あたり	現行	見直し後																																														
一般世帯	350円	450円																																														
生活保護世帯	200円	300円																																														
片道当たり	市内		市外																																													
	現行	見直し後	現行	見直し後																																												
課税世帯	200円	300円	250円	350円																																												
非課税世帯	100円	150円	120円	170円																																												
生活保護世帯	無料	無料	無料	無料																																												

	4 訪問理美容サービス					
	1回につき	現行	見直し後			
	課税世帯	300円	変更なし			
	非課税世帯	150円				
生活保護世帯	無料					
	5 住宅改造費助成					
	生計中心者	高齢者		障害者		
		現行限度額	見直し後	現行	見直し後	
	課税世帯	改造費の1/2	廃止	改造費の1/2	改造費の1/2	
		10万円		30万円	20万円	
	非課税世帯	全額	廃止	全額	全額	
10万円		30万円		20万円		
※実施日 平成31年4月1日から						
	6 紙おむつ給付					
	見直し後3年であり、かつ、今後国において当該事業の見直しが予定され、新たな方針が示されることから、これに合わせて見直し等を検討する。					
論点(決定を要する事項)	1 緊急通報装置サービスの利用者負担額の見直しとその時期について 2 給食サービスの利用者負担額の見直しとその時期について 3 外出支援サービスの利用者負担額の見直しとその時期について 4 訪問理美容サービスの利用者負担の現状維持について 5 住宅改造費助成の廃止(高齢者)及び上限額の減額(障害者)とその時期について 6 紙おむつ給付の見直し方針について					
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	部内会議 ・緊急通報装置サービスについて、結果的に3倍の値上げになることから、200円程度へ軽減を図った方がよい。なお、県内の状況では、非課税世帯の負担なしの市町村が多いといった状況があることから、その点も含めた改定とすべき。					
スケジュール	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)
	条例規則	有	規則改正(H31.2月)	報道発表	無	
	議会説明	有	全員協議会(H31.2月)	広報・HP等	有	広報・HP(H31.4月)
	市民参加	無				
	付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで				
参考情報	関係法令等					
	関係課	障害福祉課				
	事業費	各資料のとおり 千円 (うち特定財源				千円)

2 給食サービス

(1) 根拠 白井市高齢者等給食サービス事業実施規則（H8.4月～）

(2) 内容

高齢者などに給食のサービスを行うことにより、食生活の改善と安否確認を行う。

(3) 対象者 独居の高齢者や障害者など、自分で食事の支度をするのが困難な人
週1食～5食まで、昼食を自宅へ配達する。

(4) 利用料 1食350円（生活保護世帯1食200円）

(5) 29年度実績（28実績）

- ・利用者数 59人 うち障害者1人 ※延べ4,917食（61人）
- ・歳出 5,975,620円（6,761,026円）
- ・歳入 1,570,050円 ※26%（2,015,100円）

○ 見直し（案）について

(1) 1食「350円」→「450円」 生活保護「200円」→「300円」

(2) 上記設定

- ・施設入所者の食費については、基本的に自己負担であることから、弁当製造原価代を利用料とする。（製造原価450円）
- ・生活保護にあっては同様に100円増額

(3) 近隣の状況

300円代 成田、佐倉、八街

400円代 市川、松戸、我孫子、鎌ヶ谷、四街道

500円代 船橋、印西、柏（600円）

3 外出支援サービス

(1) 根拠 白井市高齢者等外出支援サービス事業実施規則（H12.4月～）

(2) 内容

在宅の高齢者などが外出する際に、車いすで乗車できる自動車により市役所、病院などへの送迎を行う。利用できる回数は、1人週1回、片道20km以内。

(3) 対象者

一般の公共交通機関を利用するのが困難で車いすを使用することにより移動可能な要介護3・4・5の高齢者及び身体障害者手帳1・2級所持者

(4) 利用料（片道）

	市 内	市 外
課税世帯	200円	250円
非課税世帯	100円	120円
生活保護世帯	無 料	無 料

(5) 29年度実績（28実績）

- ・利用者数 42人 うち障害者10人 ※延べ936回 （63人）
- ・歳出 2,990,988円 （2,990,823円）
- ・歳入 153,690円 ※5% （147,290円）

○ 見直し（案）について

(1)利用料（片道）

	市 内	市 外
課税世帯	300円	350円
非課税世帯	150円	170円
生活保護世帯	無 料	無 料

(2) 上記設定

- ・ H29年度実績1回当たり平均経費 3,195円
- ・ H28年度実績1回当たり平均経費 3,265円

上記額の平均3,230円に介護保険料の1割負担を適用し、その額を市内課税世帯として基本額とする。

$$3,230円 \times 0.1 = 323円 \quad 10円未満切捨て \quad 300円$$

- ・ 非課税世帯にあつては課税世帯の半額、生活保護世帯にあつては変更なし

(3) 市内有償運送事業所の状況

- ・ S者 1時間 1,500円 プラス 1K 30円
- ・ I者 15分 600円

4 訪問理美容サービス

(1) 根拠 白井市高齢者等訪問理美容サービス事業実施規則（H12.4月～）

(2) 内容

在宅の寝たきりの高齢者などの自宅へ理・美容師が訪問し、散髪を行う。その際に、出張費用の一部を助成する。利用できる回数は年4回であるが、散髪料金3,000円は自己負担となる。市は出張費用として、1回につき3,000円を事業者に支払う。

(3) 対象者

在宅の寝たきり高齢者や重度の心身障害者で、身体の状態などにより、自分で行くことが困難な人

(4) 利用者負担

	1回につき
課税世帯	300円
非課税世帯	150円
生活保護世帯	無料

(5) 29年度実績（28実績）

- ・利用者数 11人 ※延べ26回（8人、16回）
- ・歳出 78,000円（51,000円）
- ・歳入 6,600円 ※8%（3,600円）

○ 見直し（案）について

- ・出張費3,000円に対して、基本である課税世帯額において1割を負担していることから現状維持とする。非課税世帯及び生活保護世帯にあっても同様とする。

5 住宅の改造費助成

(1) 根拠 白井市身体障害者等住宅改造費助成に関する規則（H10.6月～）

(2) 内容

歩行に支障がある高齢者などが居住する住宅の改造費を助成。居室、浴室、洗面所、便所、台所、玄関などの改造費用、簡易スロープ、手すりなどの取り付け費用

(3) 対象者

- ・ 肢体不自由 1・2 級、視覚障害 1・2 級
- ・ 在宅で日常生活を営む上で、移動および歩行に支障があり、介護を必要とするおおむね 65 歳以上の高齢者

(4) 助成額 限度額 障害者：30 万円 高齢者：10 万円

生計中心者	
市民税課税	改造費用の 1 / 2
市民税非課税	全額

(5) 29 年度実績（28 実績）

- ・ 利用者数 5 件 (2 件)
- ・ 歳出 287,000 円 (138,743 円)

○ 見直し（案）について

介護保険制度における住宅改修においては 20 万円を限度（数回に分けて実施可）としてサービスを受けられるが、その際には自己負担が 1 割から 3 割の負担区分により発生する。また、他法優先の原則から、本事業は介護保険制度利用後の上乘せサービスとなり、費用負担もないことにより法定制度との間に違いが生じている。

現状として、高齢者の住宅改修については法定制度としてサービスが提供できていることから、本サービスについては平成 31 年度から廃止とする。

また、障害者についても、介護保険制度と同様に限度額を 20 万円とする。

6 紙おむつ給付（国交付金対象事業）

(1) 根拠 白井市高齢者等紙おむつ給付事業実施規則（H5.4月～）

(2) 内容

在宅の高齢者などに紙おむつを給付する。紙おむつ（パンツ型・尿とりパット可）を1か月あたり90枚まで支給。

(3) 対象者

おおむね65歳以上の要介護認定3・4・5の高齢者、重度身体障害者1・2級の人などで居宅でおむつを使用している人で、かつ、本人の前年所得が200万円未満

(4) 費用負担なし

(5) 29年度実績（28実績）

・利用者数 332人 うち障害者20人 (278人)

・歳出 10,523,237円 (9,157,436円)

※29年度1人当たり単純月額 2,641円

※28年度 " 2,745円

○ 見直し（案）について

・平成28年度に見直しを行い、120枚から90枚へ変更し、平成30年度にはシーツの給付を廃止した。制度変更から本年度で3年目であるが、下記の事由により制度自体の抜本的な見直しが必要になる見込みであること、また、給付枚数の削減により、他市と比較して突出していないことから、現状維持とし、今後の状況により見直しを行う。

事由)

- ・本事業については、第7期介護保険事業計画期間においては、例外的な激変緩和措置として、一定の条件のもと地域支援事業の任意事業、家族介護支援事業により実施して差し支えないこととされた。（負担割合：第1号被保険者23%、国38.5%、県・市各19.25%）
- ・今後の予定として、国から各市町村の給付方法の報告が求められ、国の改正要綱に基づくものかなど、技術的指導が予定されている。